

令和 2 年 4 月 7 日
令和 2 年 9 月 14 日 更新
在シンガポール日本国大使館

在留邦人の方へ

熱や風邪の症状がある場合のクリニックや病院の受診について

風邪などの症状や新型コロナウイルス感染者との接触歴等を正しく申告せずにクリニックや病院を受診すると、その結果として医療機関のスタッフが出勤停止処分となったり、**医療機関が営業できなくなったり**してしまう可能性があるだけでなく、**他の患者の方を感染させるリスク**を高めることにもなってしまいますので、受診される際にはそのようなことのないよう、特に以下に留意していただきますようお願いいたします。

- 1 **発熱や咳、鼻水、喉の痛みなどの風邪の症状**がある場合や、新型コロナウイルスに感染しているかもしれないと思った場合、**医療機関に行く前に、必ず電話をして**受診方法の指示を仰いでください。
- 2 健康申告書や問診票記入の際には、**ご自身の情報を正しく申告**してください。
- 3 受診するクリニックや病院をむやみに変えないでください。

なお、シンガポール感染症法に基づく Infectious Diseases (COVID-19 — Stay Orders) Regulations 2020 により、医師により**急性の呼吸器症状**と診断された場合（新型コロナウイルスに感染しているかどうかに関わらず）、**MC (診断書) の休養指示期間中、外出が禁じられます**（ただし医師の判断で PCR 検査を受けていた場合で陰性の結果を受領したときはその日から外出可能。**違反者には罰則として\$10,000 以下の罰金又は 6 か月以下の投獄、若しくはその両方が科される可能性があります。**）。

<Infectious Diseases (COVID-19 — Stay Orders) Regulations 2020>

<https://sso.agc.gov.sg/SL/IDA1976-S182-2020?DocDate=20200701>